申告相談会場等のご案内

鹿児島税務署が開設する申告相談会場及び南九州税理士会鹿児島支部による確定申告無料相談会場は、次のとおりです。また、ご自宅でもパソコンやスマートフォン、タブレットから国税庁ホームページを利用して申告書を作成し、ｅ－Ｔａｘによる送信又は印刷して郵送等により提出することができます。

【パソコン、スマートフォン等からｅ－Ｔａｘ】

パソコン、スマートフォン又はタブレットからｅ－Ｔａｘで申告するために、次のいずれかの方法がお選びいただけます。

①　マイナンバーカード方式

「マイナンバーカード」と「ＩＣカードリーダライタ」又は「マイナンバー読取機能を搭載したスマホ」をお持ちの方は、マイナンバーカードの電子証明書を読み取って、ｅ－Ｔａｘで確定申告書等を送信できます。

②　ＩＤ・パスワード方式

事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「ＩＤとパスワード」があれば、ｅ－Ｔａｘで確定申告書等を送信できます。ＩＤ・パスワードの発行を希望される方は、事前に運転免許証等の本人確認書類を持参の上、税務署へお越しください。

※　申告相談会場開設期間中は、鹿児島税務署（鹿児島市荒田）での申告相談を行っておりませんのでご注意ください。
※　申告相談会場開設前の相談は、事前に予約が必要です（予約には限りがあります。）。

【鹿児島税務署が開設する申告相談会場】

〈開設場所〉　鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町７－４）
〈開設期間〉　令和２年２月１７日（月）から令和２年３月１６日（月）まで
（土、日、休祝日を除く。）
ただし、令和２年２月２４日（月）及び３月１日（日）に限り開設します。
〈受付時間〉　午前９時から午後４時まで

【南九州税理士会鹿児島支部による確定申告無料相談会場】

〈開設場所〉　鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町７－４）
〈開設期間〉　令和２年２月１０日（月）から令和２年２月１４日（金）まで
（ただし、２月１１日（火･祝）を除く。）
〈受付時間〉　午前９時から正午まで
午後１時から午後３時まで

※駐車場には限りがあり混雑が予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
※申告期限間際になりますと申告会場が混み合うことが予想されますので、早めの申告にご協力をお願いします。

【問い合わせ先】
鹿児島税務署（電話２５５-８１１１）※自動音声案内
確定申告に関するご相談は、「０」番を選択してください。「確定申告電話相談センター」におつなぎします。（令和２年１月１６日（木）から３月１６日（月）まで）

いつでもどこでもスマホで申告

スマートフォン（以下「スマホ」といいます。）で所得税の確定申告書を作成し、ｅ－Ｔａｘで申告することができます。

令和２年１月から、給与所得（年末調整済の給与のほか、年末調整未済、２か所以上にも対応）のほか、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がり、スマホでの申告が大変便利です。

【スマホでｅ－Ｔａｘ】

スマホからｅ－Ｔａｘで申告するために、次のいずれかの方法がお選びいただけます。

① **マイナンバーカード方式（令和２年１月３１日以降）**

「マイナンバーカード」と「マイナンバー読取機能を搭載したスマホ」をお持ちの方は、マイナンバーカードの電子証明書を読み取って、スマホ専用画面からｅ－Ｔａｘで送信できます。

② **ＩＤ・パスワード方式**

事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「ＩＤとパスワード」があれば、スマホ専用画面からｅ－Ｔａｘで送信できます。

詳しくは、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

鹿児島税務署（電話２５５-８１１１）※自動音声案内

確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成２８年分の申告書等からマイナンバーの記載が必要となっています。

なお、マイナンバーを記載した申告書等を税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

また、自宅等からｅ－Ｔａｘで確定申告書等を送信する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が不要となりますので、是非、ｅ－Ｔａｘをご利用ください。

≪本人確認書類の例≫

例１：マイナンバーカードの表面及び裏面の写し

例２：通知カードの写し＋運転免許証又は公的医療保険の被保険者証の写しなど

詳しくは、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

鹿児島税務署（電話２５５-８１１１）※自動音声案内

医療費控除を受ける際は「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費控除を受ける際は、平成２９年分の確定申告から、領収書の添付又は提示が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となっています。

医療費等の領収書（医療費通知に係るものを除く。）は、後日、提出又は提示を求められる場合がありますので、確定申告期限等から５年間、ご自宅等で保管してください。

なお、平成 28 年分以前の確定申告をする場合は、医療費等の領収書の添付又は提示が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

鹿児島税務署（電話２５５-８１１１）※自動音声案内

消費税の確定申告書を作成するためには区分経理が必要です！

令和元年１０月から、消費税及び地方消費税の税率が８％から１０％に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

飲食料品の取扱い（販売）がない事業者の方についても、令和元年１０月以降、仕入れや経費に軽減税率（８％）対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

鹿児島税務署（電話２５５-８１１１）※自動音声案内

譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

熊本国税局ホームページには、令和元年分の譲渡所得（土地・建物）及び贈与税の主な特例の適用要件や必要書類を確認できるチェックシートを掲載していますので、是非ご覧ください。

※主な特例のチェックシート

- マイホームを売却した場合の特例
- 住宅取得等資金の贈与税の特例

【掲載場所】熊本国税局ホームページ（熊本国税局ホームページ 検索 ）＞新着情報
＞譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

熊本国税局ホームページには、令和元年分の譲渡所得（土地・建物）及び贈与税の主な特例の適用要件や必要書類を確認できるチェックシートを掲載していますので、是非ご覧ください。

また、譲渡所得（土地・建物）の申告の場合に添付が必要となる「譲渡所得の内訳書」の記載例についても掲載していますので、併せてご覧ください。

※主な特例のチェックシート

- マイホームを売却した場合の特例
- 住宅取得等資金の贈与税の特例

【掲載場所】熊本国税局ホームページ（熊本国税局ホームページ 検索 ）＞新着情報
＞譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ